



CCUS

建設キャリアアップシステム インターネット申請ガイドンス

事業者情報登録

2020年3月20日

一般財団法人建設業振興基金

建設キャリアアップシステム事業本部

Section 2

申請準備

このセクションでは、インターネット申請の事前準備として、申請内容を証明するための事業者確認書類の準備と、申請用ログインIDの取得方法について説明します。

事業者確認書類の準備 事業者証明書類

事業者情報の登録申請時は、申請内容を証明するため、各種確認書類が必要です。
添付する書類は、大きく分けて、事業者証明書類と社会保険等の加入証明書類があります。

事業者証明書類の提出書類

■ 建設業許可がある場合

- ・ 建設業許可証明書、または建設業許可通知書

※建設業許可番号から、資本金などの建設業許可データを参照します。

■ 建設業許可がない場合

□ 法人

- ・ 事業税の確定申告書、または納税証明書 + 履歴事項全部証明書
- ※事業者証明書類は、資本金が確認できるものをご準備いただきます。

□ 個人事業主（一人親方）

- ・ 納税証明書、または所得税の確定申告書、または個人事業の開始届

事業者確認書類の準備 事業者証明書類

■ 建設業許可がない場合（法人）

事業税の確定申告書（写し）
1点

または

納税証明書（写し）1点 +
履歴事項全部証明（写し）1点
計2点



- 事業税の確定申告書は、税務署の受付印があり、1年以内のもの。
- 納税証明書、履歴事項全部証明書は、証明日が1年以内のもの。
- 提出書類に記載の『**資本金**』を確認し、事業者登録料が算出されます。

事業者確認書類の準備 事業者証明書類

■ 建設業許可がない場合（個人事業主）

個人事業主の方で一人親方の場合、法人情報を入力する際、法人・個人区分を選択します。

納税証明書
(写し) 1点



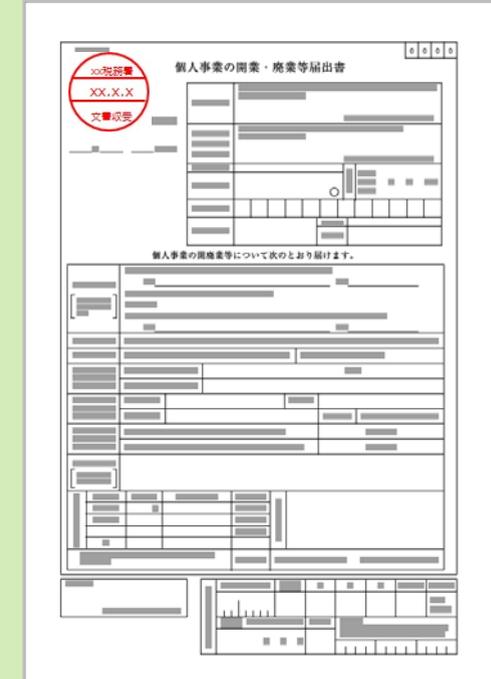
または

所得税の確定申告書
(写し) 1点



または

個人事業の開始届
(写し) 1点



- 納税証明書は、証明日が1年以内のもの。
- 所得税の確定申告書や個人事業の開始届は、税務署の受付印があり、1年以内のもの。

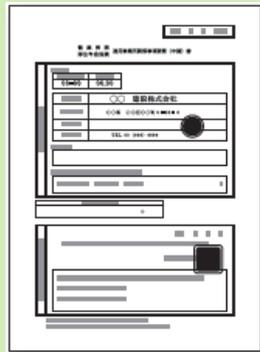
事業者確認書類 社会保険等の加入証明書類

■ 社会保険等の加入証明書類

事業所の形態に応じて、該当する社会保険等の加入証明書類をご準備ください。

健康保険 加入証明書類

健康保険（社保）

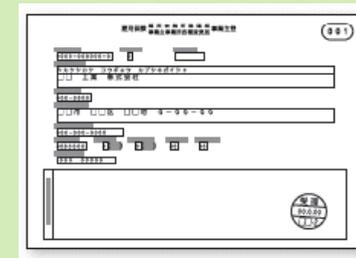


国民健康保険

国民

- 株式会社などの法人
- 常時従事する労働者が5人以上の個人事業主

雇用保険 加入証明書類



その他労災保険など 加入証明書類

建設業退職金共済制度 加入証明書類



建設業退職金共済契約者証



中小企業退職金共済制度 加入証明書

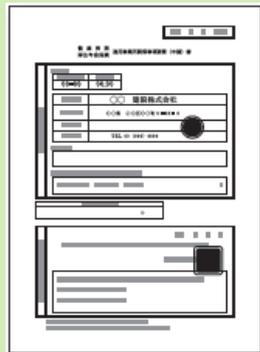


労災保険特別加入証明書



年金 加入証明書類

厚生年金



国民基礎年金

国民年金

事業者確認書類 社会保険等の加入証明書類

■ 社会保険等の加入証明書類

事業所の形態に応じて、該当する社会保険等の加入証明書類をご準備ください。

健康保険 加入証明書類

健康保険（社保）



国民健康保険

国民健康保険

- 常時従事する労働者が5人未満の個人事業主
- 一人親方

年金 加入証明書類

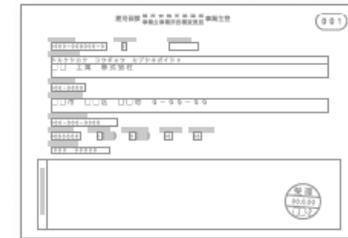
厚生年金



国民基礎年金

国民年金

雇用保険 加入証明書類



その他労災保険など 加入証明書類

建設業退職金共済制度 加入証明書類



建設業 退職金共済 契約者証



中小企業退職金共済制度 加入証明書



労災保険特別加入証明書



事業者確認書類 社会保険等の加入証明書類

■ 社会保険等の加入証明書類

事業所の形態に応じて、該当する社会保険等の加入証明書類をご準備ください。

健康保険 加入証明書類

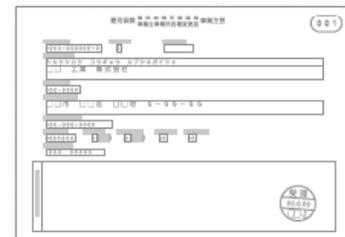
健康保険（社保）

国民健康保険



国民健康保険

雇用保険 加入証明書類



年金 加入証明書類

厚生年金

国民基礎年金



国民年金

その他労災保険など 加入証明書類

建設業退職金共済制度
加入証明書類

中小企業退職金共済制度
加入証明書



建設業退職金
共済契約者証

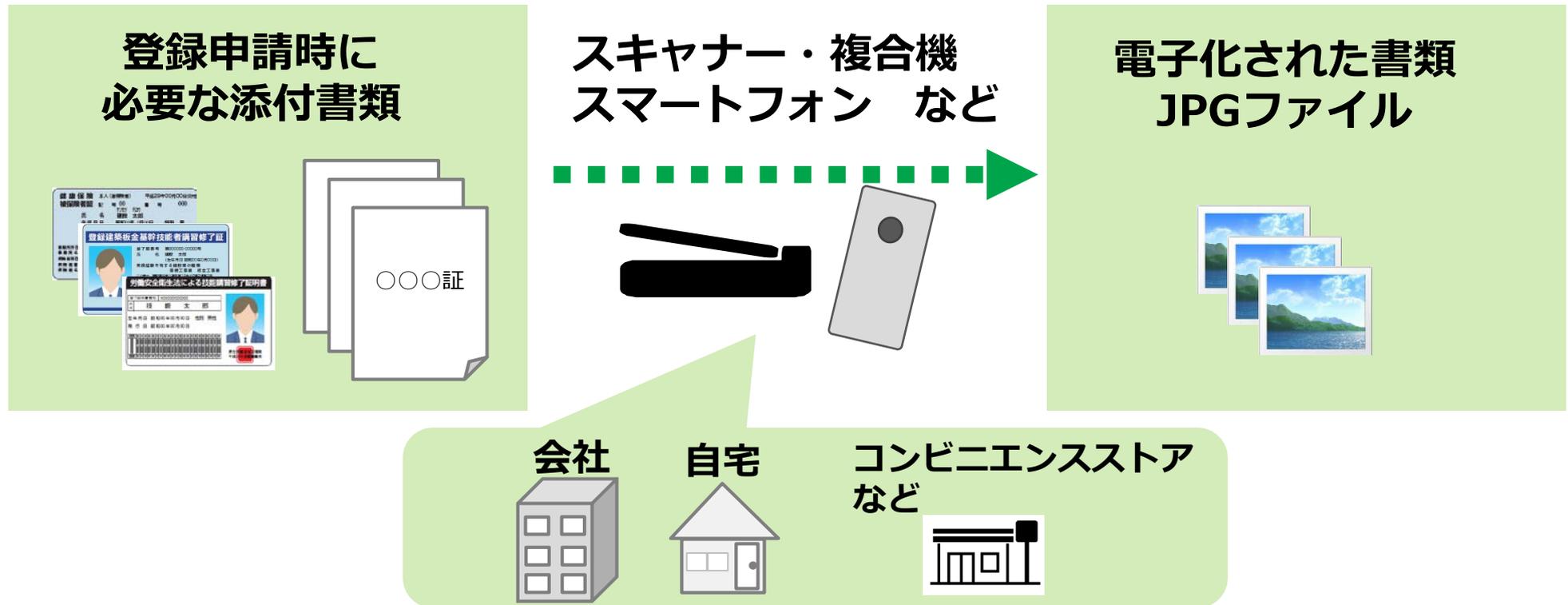
労災保険特別加入証明書



書類の電子化

ご準備いただいた書類は、登録申請の際にJPG（JPEG）ファイル形式の電子ファイルとして添付し、送信します。

※JPG形式（JPEG形式）とは、画像を圧縮し、ファイルサイズを小さくしたデータのことです。



- 電子化したファイルが正しく画像を読み取れることを確認してください。
- ファイル名を分かりやすい名前に変更し、保存してください。
- 書類の内容を示すファイル名に変更することで、書類を添付する際、スムーズにファイルを選択できます。

重要情報のマスキング

添付書類に以下の情報が記載されている場合は、マスキング（消して）してからJPG形式の電子ファイルにしてください。

マスキングする情報

- ・ 健康保険被保険者記号
- ・ 健康保険被保険者番号
- ・ マイナンバー（個人番号）
- ・ 基礎年金番号
- ・ 住民票コード
- ・ 事業者情報以外の情報（社員名などの情報）



マスキング例

事業所監理記号	事業所番号	健康保険・厚生年金被保険者標準報酬月額決定通知書			
〇〇〇〇	〇〇〇〇				
被保険者	被保険者氏名	生年月日	種別	適用年月日	決定後の標準報酬月額
監理番号					(標準) (厚生)
1	[Redacted area]				
2					
3					
4					
郵便番号	000-0000				
事業所住所	〇〇市〇〇町1-2-3				
事業所名称	〇〇建設株式会社			平成〇年〇月〇日	
事業主氏名	〇〇〇〇			上記のとおり標準報酬月額が決定されたので通知します。	
				日本年金機構理事専長	



- 上記の情報がマスキングされていない場合、審査側でマスキングを実施する場合があります。また、不備になる場合もありますので、漏れなくマスキングをしてください。

申請用ログインIDの取得

インターネット申請には、申請用ログインIDが必要です。建設キャリアアップシステムの「事業者」を押して申請用ログインIDを取得します。

建設キャリアアップシステム

お問い合わせセンター
03-6386-3725
受付時間：平日 9時～17時
Email otoiawase@mail.ccus.jp

建設業と技能者を支える

建設業振興基金の建設キャリアアップシステムホームページから「事業者」を押します。

申請・申込

事業者 技能者 代行申請

現場

- 現場運用マニュアル
- 建レコ・カードリーダー
- 優良事例
- 関連サービス

インフォメーション

- システムの目的とメリット
- 各種資料ダウンロード
- 窓口一覧
- 申請書のお取り寄せ

サポート

- 申請関係資料ダウンロード
- インターネット申請ガイドンス
- FAQ（よくあるお問い合わせ）
- お問合せメールフォーム

事業者登録

事業者登録料金 ※3,000円から 一人親方は無料！

インターネットで申請 郵送/窓口で申請

インターネットで申請

パソコン、スマホで申請したい方は当ホームページから申請できます。

インターネット申請ガイドンスを確認

参考資料（留意事項）

- ご利用方法・ご利用料金
- 留意事項等

申込み

- 事業者登録
- 技能者登録
- 代行申請
- インターネット申請ガイドンス
- 利用方法・料金
- 利用規約
- 個人情報保護方針

[事業者] 画面が表示されます。
[申込み] を押します。

申請用ログインIDの取得

事業者新規利用申込み画面

事業者新規利用申込み

① [商号または名称] 欄を入力します。

商号または名称

商号または名称は、(株)や(有)も含め入力してください。
法人の場合、株式会社は(株)、有限会社は(有)のように略号を使用してください。
フリガナの場合は、(カブ)や(ユウ)と入力してください。

事業者名_名称 **必須**

(株)〇〇△△建設

[事業者名_名称] は、「(株)」や「(有)」を含めて入力します。

登録責任者

ミドルネームを入力する

OFF

氏名

姓 **必須**

山田

名 **必須**

明子

郵便番号 **必須**

ハイフン「-」なしで入力してください。

申請用ログインIDの取得

事業者新規利用申込み画面

② [登録責任者] 欄を入力します。

ミドルネームを入力する方は、ボタンを押して、「ON」にします。

登録責任者

ミドルネームを入力する

 OFF

氏名

姓 **必須**

山田

名 **必須**

明子

郵便番号 **必須**

ハイフン「-」なしで入力してください。

10500△△

住所検索

都道府県 **必須**

プルダウンより選択してください。

東京都

市区町村 **必須**

全角で入力

港区

住所1 **必須**

全角、英数字記号半角で入力してください。(例: 虎ノ門x-x-x 00ビル)

虎ノ門4-00-△△

[郵便番号] は、「-」(ハイフン) なしで入力します。

住所検索

[住所検索] を押すと該当する番地が表示されます。「住所1」に番地など追加入力します。

申請用ログインIDの取得

事業者新規利用申込み画面

住所2

全角、英数字記号半角で入力してください。(例: 虎ノ門x-x-x 〇〇ビル)

〇〇〇〇ビル

住所は建物名まですべて入力します。

担当者電話番号 必須

ハイフン「-」付きで入力してください。

03-54〇〇-〇〇△△

担当者電話番号を入力してください。
電話番号は「-」（ハイフン）付きで入力します。

メールアドレス 必須

ccus.jpからメール受信できるように設定してください。

a_heisei@xxx.co.jp

メールアドレス(確認用) 必須

a_heisei@xxx.co.jp

ここで入力したメールアドレスに「申請用ログインID」が通知されますので、正確に入力してください。

利用申込み **キャンセル**

申請用ログインIDの取得

事業者新規利用申込み画面

a_heisei@xxxx.co.jp

メールアドレス(確認用) **必須**

a_heisei@xxxx.co.jp

▶ 利用申込み × キャンセル

③ [利用申込み] を押します。

▶ 利用申込み

④ 確認メッセージが表示されます。

? 確認

利用申込みします。
よろしいですか？

はい いいえ

i 利用申込み

(株)〇〇△△建設様
ご利用の申し込みありがとうございます。ご指定のメールアドレスに申請用のログイン情報をお送りしますので、到着までしばらくお待ち下さい。
メール到着後は、その内容に沿って登録処理をお願い致します。

はい

申請用ログインIDの取得

事業者新規登録申請用ログインID・パスワードのお知らせメール

【建設キャリアアップシステム】事業者新規登録申請用ログインID・パスワードのお知らせ

建設キャリアアップシステム <ccusinfo@smail.ccus.jp>

(株)〇〇△△建設 御中

建設キャリアアップシステムの事業者情報新規登録の申請を受け付けましたので、申請用ログインID・申請用パスワードの発行をいたしましたので、申請用ログインURLよりログインのうえ、お手続きをすすめてください。

【申請ログインID】

XXXXXXXXXXXXXXXXXX

【申請用パスワード】※初回ログイン時に変更してください

XXXXXXXXXXXXXXXXXX

【申請用ログインURL】

<https://www.xxx.jp/xxx.xxx/xxx.html>

【日付】

XXXXXXXXXX

「[利用申込み]」を押して数分後に、「事業者新規登録申請用ログインID・パスワードのお知らせ」というタイトルのメールが、登録したメールアドレスに届きます。



メールが届かない場合は、迷惑メールフォルダに、運営主体からのメールが振り分けられていないかご確認ください。

重要

まだ、申請は終わっていません。申請用ログインURLを開いて、本申請に進んで下さい。

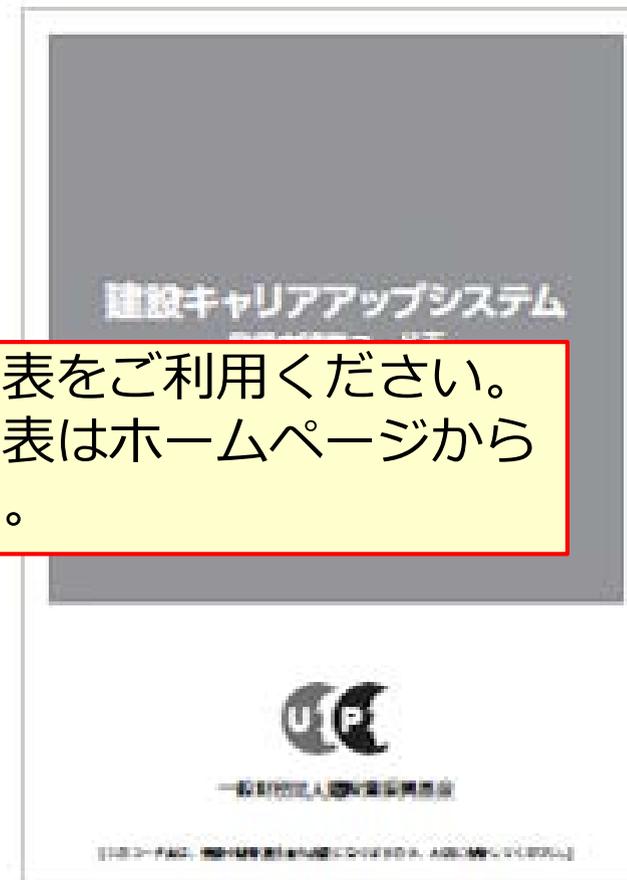
参考：手引および登録申請書コード表について

「手引」は、事業者情報登録申請の各項目に関する注意点などを詳細に記した文書です。
「登録申請書コード表」は、登録内容のコード番号を選択する際の、コード一覧です。
これらの文書をあらかじめダウンロードして、手元に置くと、登録をスムーズに進めることができます。

『建設キャリアアップシステム
「事業者登録申請書」の手引』



「登録申請書コード表」



最新の手引き・コード表をご利用ください。
最新の手引き・コード表はホームページからダウンロードできます。

参考：手引および登録申請書コード表のダウンロード方法

「手引」および「登録申請書コード表」は、建設キャリアアップシステムのホームページより、以下の手順でダウンロードできます。

建設キャリアアップシステム

お問い合わせセンター
03-6386-3725
受付時間：平日 9時～17時
Email: otoiawase@mail.ccus.jp

建設業と技能者を支える
新しいシステム
Construction Career Up System

建設キャリアアップシステム ログイン

申請・申込

事業者 技能者 代行申請

現場 インフォメーション サポート

現場
現場運用マニュアル
建レコ・カードリーダ
優良事例
関連サービス

インフォメーション
システムの目的とメリット
各種資料ダウンロード
窓口一覧
申請書のお取り寄せ

サポート
申請関係資料ダウンロード
インターネット申請ガイダンス
FAQ (よくあるお問い合わせ)
お問い合わせメールフォーム

[サポート] の「申請関係資料ダウンロード」を押します。

『「事業者登録申請書」の手引』をダウンロードできます。

「登録申請書コード表」をダウンロードできます。

ダウンロード

申請関係資料

建設キャリアアップシステム
事業者情報登録申請書の手引

建設キャリアアップシステム
事業者情報登録申請書の手引

建設キャリアアップシステム
登録申請書コード表

「技能者情報登録申請書」の手引

「事業者情報登録申請書」の手引

登録申請書コード表

以上で、Section2を終わります。